諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年６月４日（令和８年（行情）諮問第７６３号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８７号）
事件名：「障害認定基準の事務局見直し案（たたき台）」を作成する過程で作成された稟議書等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１２月１０日付け厚生労働省発年１２１０第１号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）開示請求の対象文書

審査請求人が開示を求めるのは、別紙に掲げる文書１ないし文書６である。

（２）各文書の内容

ア　文書１

「事務局見直し案（たたき台）」において、判定の指標として、内因性インスリン分泌の「枯渇」を要件とし、その指標とするＣペプチド値を空欄にし、無自覚性低血糖を「意識障害により自己回復ができない無自覚性低血糖の所見が〇〇回以上あるもの」に限定し、さらに「一般状態区分表のウ又はイに該当するもの」を「かつ」で結んだ案が採用された根拠及びそれに至った経緯が記載された資料である。

イ　文書２

「事務局見直し案（修正版）」の作成経緯は、①第２回会合後、座長から３級認定の各指標に係る具体的な数値等の案が示されたことから、②座長提案を基に、事務局で、事務局見直し案（修正版）の

たたき台を作成し、③事務局から同たたき台を座長以外の各構成員に示して意見を求め、④事務局は、各構成員から寄せられた意見を反映した本件見直し案（修正版）を作成したものであるところ、文書２は、「事務局見直し案（修正版）」が、座長から示された数値等の案及び各構成員から収集した意見をどのように踏まえて作成されるに至ったのかその作成過程が記載された資料である。

ウ　文書３

上記イの「事務局見直し案（修正版）」の作成経緯①～④のうち、①の文書であり、「事務局見直し案（修正版）」の基となった、３級認定の各指標に係る具体的な数値等に関する座長案が記載された資料である。

エ　文書４

上記イの「事務局見直し案（修正版）」の作成経緯①～④のうち、②及び③の文書であり、事務局から各構成員に示された見直し案の内容、及びその作成経緯が記載された資料である。

以下、第２において、「事務局見直し案（修正版）のたたき台」を文書４－１、それを作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及びその付属書類を文書４－２という。

オ　文書５

上記イの「事務局見直し案（修正版）」の作成経緯①～④のうち、④の各構成員から寄せられた意見が記載された資料である。

カ　文書６

第２回会合と第３回会合の間に、事務局に寄せられた座長案及び各構成員の意見を事務局において取りまとめた資料である。

（３）本件不開示決定に理由がないこと

ア　処分庁が不開示とした理由

処分庁は、開示対象の各文書につき、事務処理上作成又は保存した事実は確認できず、実際に保有していないことを理由として不開示とした。

しかし、以下の理由から、これらの各文書が作成されていることが強く推認される。

イ　文書１について

文書１は、第２回会合資料である事務局見直し案（たたき台）（資料１（略））を作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及び付属書類である。

第１回会合では、構成員から、指標としてＣペプチド値や無自覚性低血糖を指摘する意見があったものの、内因性インスリン分泌の「枯渇」を要件とすることや、無自覚性低血糖を「意識障害により

自己回復ができない」ものに限定することについての議論はなかった上、一般状態区分表を指標に取り入れることには疑問の意見が出ていた。

それにもかかわらず、事務局は、事務局見直し案（たたき台）として、内因性インスリン分泌の「枯渇」を要件とし、無自覚性低血糖を「意識障害により自己回復ができない」ものに限定し、さらに「一般状態区分表のウ又はイに該当するもの」を「かつ」で結んだ案を作成し、第２回会合に提出した。

事務局が同案を作成し、これを第２回会合に提出するにあたり、同案の内容につき、事務局内あるいは厚労省又は日本年金機構の間で議論され了承されたはずである。

そもそも、専門家会合は、糖尿病等の障害について、新しい医学的知見を取り入れ、障害認定基準及び診断書の見直しを行う目的で開催され、近年の医学的見地からの表現や例示の明確化等を検討事項として、糖尿病等に関する専門家（医師）で構成されたものであり、その事務局は、日本年金機構の協力を得て、年金局事業管理課給付事業室に設置されたものである（資料３（略））。

このような専門家会合の事務を担い、厚労省年金局内に日本年金機構の協力を得て設置された事務局が、年金行政実務に重大な影響を及ぼす認定要領の見直し案として提出が予定されていた事務局見直し案（たたき台）を作成するにあたり、事務局内あるいは厚労省又は日本年金機構との間で何らの会議や決裁を経ていないなどとは通常考えられないし、会議や決裁を経た場合に、稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類が全く作成されないことも通常考えられない。

したがって、事務局見直し案（たたき台）を作成する過程で、これに関する稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及び付属書類が作成されており、それらが存在するはずである。

ウ　文書２及び文書４－２について

文書２は、第３回会合資料である事務局見直し案（修正版）（資料２（略））を作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及び付属書類である。

また、文書４－２は、第２回会合と第３回会合の間に事務局見直し案（修正版）のたたき台を作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及び付属書類である。

ところで、事務局見直し案（修正版）のたたき台、及び事務局見直し案（修正版）が作成された経緯は以下のとおりである。

①第２回会合後、座長から３級認定の各指標に係る具体的な数値等の案が示されたことから、②座長提案を基に、事務局で、事務局見

直し案（修正版）のたたき台を作成し、③事務局から同たたき台を座長以外の各構成員に示して意見を求め、④事務局は、各構成員から寄せられた意見を反映した事務局見直し案（修正版）を作成した。

その過程においては、特定専門官が座長と面談しており、その際、座長から３級認定の指標に関する具体的な数値等が示され（資料４の２頁（略））、これを基に事務局で事務局見直し案（修正版）のたたき台を作成して、これを各構成員にメールで意見を求め、これに対し各構成員から寄せられた意見を事務局が座長と協議しながら取り纏め、最終的に事務局見直し案（修正版）が作成されている（資料４の２～３頁（略））。

このように、事務局は、第２回会合の後、第３回会合に向けた事前準備として、会合外で座長や構成員から、面談又はメールでのやりとりによって、３級認定の各指標における具体的な数値や程度、回数についての個別意見を聞き取り、座長案を基に事務局見直し案（修正版）のたたき台を作成し、その後、第２回会合における議論と座長から示された数値等の案、及び各構成員から収集した意見を踏まえて、事務局において事務局見直し案（修正版）を作成したものである。

つまり、事務局見直し案（修正版）のたたき台、及び事務局見直し案（修正版）のいずれも、座長及び各構成員から収集した複数の意見をそのまま記載したものでも、異なる意見を併記したものでもなく、事務局内あるいは厚労省又は日本年金機構の間において、収集した意見を取捨選択し、特定の数値や回数に一本化して事務局見直し案（修正版）のたたき台、及び事務局見直し案（修正版）を作成したことが認められる。

障害認定基準（認定要領）の改訂にあたり最も重要な事項である具体的な数値等に関する議論のたたき台として、収集した意見を特定の数値等に一本化するにあたり、事務局内あるいは厚労省又は日本年金機構との間で何らの会議や決裁を経ないで見直し案が作成されたり、その際、稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類が全く作成されないことなど通常考えられない。

したがって、事務局見直し案（修正版）のたたき台、及び事務局見直し案（修正版）を作成する過程で、これらに関する稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及び付属書類が作成されており、それらが存在するはずである。

エ　文書３、文書４－１、文書５、文書６について

文書３は、具体的な数値等が記載された座長案を内容としたメール及び文書、文書４－１は、座長案を基に事務局が作成した事務局見

直し案（修正版）のたたき台、文書５は、各構成員から寄せられた意見を内容とするメール及び文書、文書６は、具体的な数値等の座長案及びこれに関する各構成員の意見が記載された文書である。

これらの文書が当時存在したことは明らかである。

第２回会合と第３回会合の間に、事務局が座長及び各構成員から具体的な数値等に関する個別意見を聴取するに際し、特定専門官が座長と面談しており、その際、座長から３級認定の指標に関する具体的な数値等が示され（資料４の２頁の６段目（略））、これを基に事務局で事務局見直し案（修正版）のたたき台を作成して、これを各構成員にメールで意見を求め、これに対し各構成員から寄せられた意見を事務局が座長と協議しながら取り纏め、最終的に事務局見直し案（修正版）が作成されている（資料４の２～３頁（略））。

特に、上記の過程の中で、特定専門官が座長から面談して聴取した際に具体的な数値等が記載されたメモ又は文書が作成されたことは疑いない。また、特定専門官は、各構成員の意見を「座長には共有した」と供述しているのであるから（資料４の３頁の５段落目（略））、各構成員の意見を座長に共有する際に、座長に示された各構成員の意見が記載された文書が作成されたことも疑いない。

オ　メール及び取得文書の行政文書該当性

本件各文書のうち、座長から示された数値案に関するメール、各構成員から寄せられた意見を内容とするメールは、いずれも職員が職務上取得した文書である。

行政文書とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書をいうところ（公文書等の管理に関する法律２条４項）、当該メールが事務局見直し案（修正版）作成という公務の遂行過程で受信されたものである以上、行政文書に該当することは明らかである。

仮に、処分庁がこれらを「個人メモ」又は「正式文書ではない」と位置付けて管理していなかったとしても、それは行政文書該当性を左右するものではない。職務上取得し、政策形成過程において実際に利用された以上、行政文書として管理されるべき性質を有する。

さらに、処分庁は「保有していない」とのみ述べるが、

①　個人メールボックスを探索したのか

②　サーバ保存データ又はバックアップを確認したか

③　共有フォルダ以外の媒体を探索したか

④　面談時のメモの有無を確認したか

について何ら具体的説明をしていない。

事務局見直し案（修正版）の作成過程においてメールの送受信が行われたこと自体は資料４（略）から明らかである以上、当該メール

の送受信記録を含め探索を尽くしたことを具体的に示さない限り、「保有していない」との結論は合理的探索を尽くしたものとはいえない。

したがって、本件不開示決定は、少なくとも探索義務の履行の点において違法である。

（４）まとめ

以上より、開示対象の各文書が存在していることが強く推認されるのであって、処分庁の不開示理由は認められないというべきであるから、本件不開示決定は取り消されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和７年１１月１３日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法３条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求をした。

（２）これに対し、処分庁は、令和７年１２月１０日付け厚生労働省発年１２１０第１号により不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和８年３月９日（同月１０日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）審査請求人の主張について

審査請求人は、平成２８年改訂に係る「障害年金の認定（糖尿病等）に関する専門家会合」（以下「専門家会合」という。）において、第２回会合及び第３回会合に提出された「事務局見直し案（たたき台）」及び「事務局見直し案（修正版）」の作成過程に関し、処分庁は、稟議書、決裁文書、会議議事録並びに座長及び構成員とのメール等の文書を作成・取得していた旨の主張をしている。

具体的には、審査請求人は、障害年金の認定基準という国民の権利義務に重大な影響を及ぼす事項について、事務局が事前に専門家との調整や意見収集を行っている以上、その過程において一定の内部文書や電子メール等が作成・取得されていることが通常であると指摘している。

また、仮にこれらの文書が「個人的メモ」や「非公式な文書」であったとしても、職員が職務上作成又は取得し、実際に政策形成過程において利用されたものであれば、行政文書に該当すると解すべきであるとしている。

さらに、審査請求人は、原処分において「保有していない」とする一方で、具体的にどの範囲を、どのように探索したのかが明らかでないとして、処分庁が合理的な探索義務を尽くしていない点についても問題が

あると主張している。

以上の点から、審査請求人は、本件不開示決定は不合理であり、取り消されるべきであると主張している。

（２）原処分の妥当性について

原処分においては、本件開示請求を受け、年金局担当課室において、現在在職する関係職員及び当時の担当係に在籍していた職員のうち、在職者を対象として、業務用パソコン、共有フォルダ並びに紙媒体の保存状況を確認したが、審査請求人が求める文書はいずれも確認されなかった。

対象となる文書のうち、稟議書、決裁文書及び会議議事録等については、専門家会合に提出する事務局案の作成に当たり、事務局内で日常的な打ち合わせや意見交換が行われることはあり得るものの、これらの打ち合わせは通常の業務の一環として行われるものであり、都度、稟議書、決裁文書又は会議議事録を作成する運用とはなっていない。

このため、そもそも当該文書が作成されていないことは不自然ではない。

また、専門家会合において、座長や各構成員との間でやりとりされた電子メールや、見直し案のたたき台等についても、仮に作成又は取得されていたとしても、これらは専門家会合における意思決定の準備に供するための参考資料にすぎず、意思決定そのものを示す文書ではない。

そして、専門家会合における最終的な判断及びそこに至る議論の経過については、各回の配付資料及び正式な議事録において記録されている。

なお、厚生労働省文書管理規則においては、意思決定に至る過程で作成された文書であって、当該意思決定に与える影響が軽微であり、長期間の保存を要しないと判断されるものについては、保存期間を１年未満とすることが認められているところであり、本件開示請求の時点で、本件に係る内部検討資料や電子メール等が保存されていなかったとしても、不合理又は不自然なものとはいえない。

さらに、処分庁は、審査請求人の指摘を踏まえ、現に保存されている記録の有無について適切な範囲で確認を行っており、行政文書の探索義務も尽くしている。

（３）小括

以上のとおり、審査請求人が求める各文書を「保有していない」とした原処分は、法の趣旨及び文書管理制度に照らして相当であり、原処分に違法または不当な点は認められない。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月５日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年９月３日　　審議

④　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを事務処理上作成又は保存した事実は確認できず、実際に保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、各文書が作成されていることが強く推認されるとして、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）本件対象文書は、障害年金認定基準の平成２８年改訂に際して行われた専門家会合に関し、（ⅰ）事務局が第２回会合に提出した「事務局見直し案（たたき台）」及び第３回会合に提出した「事務局見直し案（修正版）」を作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等（文書１及び文書２）、（ⅱ）第２回会合の後、第３回会合までの間に、事務局と座長との間でやりとりされた３級認定の各指標に係る具体的な数値等の案が示されたメール及びその内容が記載された文書（文書３）、（ⅲ）事務局が作成した「事務局見直し案（修正版）のたたき台」及びそれを作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等（文書４）、（ⅳ）「事務局見直し案（修正版）のたたき台」を座長以外の各構成員に示して意見を求めたのに対し各構成員から寄せられた意見を内容とするメール及びその内容が記載された文書（文書５）並びに（ⅴ）座長から事務局に示された３級認定の各指標に係る具体的な数値等の案、及び構成員から事務局に寄せられた当該数値等に関する意見が記載された文書（文書６）である。

（２）審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（３））において、おおむね以下のとおり主張する。

ア　専門家会合の事務を担い、厚生労働省年金局内に日本年金機構の協力を得て設置された事務局が、年金行政実務に重大な影響を及ぼす認定要領の見直し案として提出が予定されていた事務局見直し案（たたき台）を作成するに当たり、事務局内あるいは厚生労働省又は日本年金機構との間で何らの会議や決裁を経ていないなどとは通常考えられ

ないし、会議や決裁を経た場合に、稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類が全く作成されないことも通常考えられない。

イ　障害認定基準（認定要領）の改訂に当たり最も重要な事項である具体的な数値等に関する議論のたたき台として、収集した意見を特定の数値等に一本化するに当たり、事務局内あるいは厚生労働省又は日本年金機構との間で何らの会議や決裁を経ないで見直し案が作成されたり、その際、稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類が全く作成されないことなど通常考えられない。

ウ　第２回会合と第３回会合の間に、事務局が座長及び各構成員から具体的な数値等に関する個別意見を聴取するに際し、特定専門官が座長と面談しており、その際、座長から３級認定の指標に関する具体的な数値等が示され、これを基に事務局で事務局見直し案（修正版）のたたき台を作成して、各構成員にメールで意見を求め、これに対し各構成員から寄せられた意見を事務局が座長と協議しながら取り纏め、最終的に事務局見直し案（修正版）が作成されている。上記の過程の中で、特定専門官が座長から面談して聴取した際に具体的な数値等が記載されたメモ又は文書が作成されたことは疑いなく、また、各構成員の意見を座長に共有する際に、座長に示された各構成員の意見が記載された文書が作成されたことも疑いない。

（３）これに対し、諮問庁は、上記第３の３（２）において、以下のとおり説明する。

ア　本件開示請求を受け、年金局担当課室において、現在在職する関係職員及び当時の担当係に在籍していた職員のうち、在職者を対象として、業務用パソコン、共有フォルダ並びに紙媒体の保存状況を確認したが、審査請求人が求める文書はいずれも確認されなかった。

イ　専門家会合に提出する事務局案の作成に当たり、事務局内で日常的な打合せや意見交換が行われることはあり得るものの、これらの打合せは通常の業務の一環として行われるものであり、都度、稟議書、決裁文書又は会議議事録を作成する運用とはなっていない。

ウ　また、専門家会合において、座長や各構成員との間でやりとりされた電子メールや、見直し案のたたき台等についても、仮に作成又は取得されていたとしても、これらは専門家会合における意思決定の準備に供するための参考資料にすぎず、意思決定そのものを示す文書ではなく、専門家会合における最終的な判断及びそこに至る議論の経過については、各回の配付資料及び正式な議事録において記録されている。

エ　厚生労働省文書管理規則においては、意思決定に至る過程で作成された文書であって、当該意思決定に与える影響が軽微であり、長期間の保存を要しないと判断されるものについては、保存期間を１年未満

とすることが認められているところであり、本件開示請求の時点で、本件に係る内部検討資料や電子メール等が保存されていなかったとしても、不合理又は不自然なものとはいえない。

（４）当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア　障害の程度３級認定の指標に関する具体的な数値等が座長から文書で示されたか、各構成員の個別の意見が記載された文書や各構成員の意見を整理した（まとめた）文書が存在するか、座長と事務局との間でメールのやり取りが行われているかという点については、専門家会合（第３回）の議事録に、「座長より私案をいただき、構成員の皆様のご意見をもとに、事務局で作成した認定基準の見直し案でございます。」と記載された部分があり、座長・構成員と事務局との間でメールの送付等があったと考えられる。しかしながら、現に保有する文書は、下記ウに記した行政文書であり、当該文書からは、その具体的な内容は確認できない。

イ　従来から、障害年金の認定基準については、等級判断の根拠となるものであることから、有識者で構成される専門家会合において、医学的な観点から御議論いただき、その過程についても、議事録として残す形で進めてきたところである。

　認定基準の数値についても、専門家会合（第３回）において、事務局から示した案に対して、構成員の間でその適否に関し議論が行われ、その結果として専門家会合としての意見がまとめられたものである。すなわち、認定基準の数値に係る専門家会合としての意思決定は、第３回会合の議論で行われ、意思決定及びそれに至るまでの議論の経過はいずれも議事録で明確に記録されている。

　このように、障害年金の認定基準は、専門家会合において実質的な議論が行われ決定されているものであり、専門家会合前の座長や構成員とのメールの送付等は、専門家会合における議論の準備に当たるもので、厚生労働省文書管理規則１５条６項６号の「意思決定に至る過程で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの」として、保存期間が１年未満の文書に該当すると考えている。なお、専門家会合に係る各回の資料、議事録等については、意思決定及びそれに至るまでの議論の経過そのものであり、同規則別表第１の第２１の事項（国会及び審議会等における審議等に関する事項）に該当するものとして１０年間の保存としている。

ウ　専門家会合に係る文書は、行政文書ファイル（大分類）「０１　国会及び審議会等（事管）」、（中分類）「審議会等」、（小分類）

「平成２７年度　審議会等（障害認定企画係）」としてまとめて保存されており、当該行政文書ファイル中に本件対象文書に当たるものは含まれていない。

なお、上記（３）アにおける探索範囲は、当該行政文書ファイルの他、入念的に他に保存されていないかを確認したものである。

（５）以下、検討する。

当審査会において、諮問庁から厚生労働省文書管理規則及び行政文書の保存期間基準並びに専門家会合（第３回）の議事録の提示を受けて確認したところ、上記（３）及び（４）の諮問庁の説明は否定できず、これを覆すに足りる事情を認めることもできない。

また、本件対象文書の探索についても、特に問題があるとは認められないことから、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明を覆すことはできない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

文書１　平成２８年改訂に際して行われた「障害年金の認定（糖尿病等）に関する専門家会合」に関し、専門家会合事務局が第２回会合に提出した、「障害認定基準の事務局見直し案（たたき台）」を作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録当の書類及びその附属書類。

文書２　事務局が第３回会合に提出した、「障害認定基準の事務局見直し案（修正版）」を作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録当の書類及びその附属書類。

文書３　第２回会合の後、第３回会合までの間に、事務局と座長との間でやりとりされた、「座長から３級認定の各指標に係る具体的な数値等の案が示された」メール及びその内容が記載された文書。

文書４　第２回会合の後、第３回会合までの間に、３級認定の各指標に係る具体的な数値等に関する座長の案を基に、事務局が作成した「事務局見直し案（修正版）のたたき台」、並びにそれを作成する過程で作成された稟議書、決裁文書、会議議事録等の書類及びその付属書類。

文書５　第２回会合の後、第３回会合までの間に、事務局と座長以外の各構成員との間でやりとりされた、事務局から上記４の「事務局見直し案（修正版）のたたき台」を座長以外の各構成員に示して意見を求めたのに対し各構成員から寄せられた意見を内容とするメール及びその内容が記載された文書。

文書６　第２回会合の後、第３回会合までの間に、座長から事務局に示された３級認定の各指標に係る具体的な数値等の案、及び各構成員から事務局に寄せられた３級認定の各指標に係る具体的な数値等に関する意見が記載された文書。